

平成 17 年 6 月 29 日
富山県条例第 98 号

(設置)

第 1 条 県政に関する総合的な計画の策定及び当該計画の実施の推進のための重要事項について調査審議するため、富山県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、前条に規定する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 60 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第 8 条 審議会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(専門委員)

第 9 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県総合開発審議会条例の廃止)

2 富山県総合開発審議会条例（昭和 26 年富山県条例第 32 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年条例第 8 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。